

## 吹田市自主防災組織活動支援補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、自主防災組織等が防災活動を行うに当たり、その活動及び防災用資機材整備に要する経費について、毎年度予算の範囲内において、自主防災組織活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域住民による防災活動を促進し、もって地震、火災その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、連合自治会単位で結成する自主防災組織等が実施する次に掲げる活動とする。

- (1) 防災知識の普及（研修会、会報等の発行を含む。）に関する活動
- (2) 防災用資機材の整備に関する活動
- (3) 防災訓練の実施に関する活動
- (4) 災害時の情報伝達、安否確認及び避難誘導並びに避難所運営に寄与する活動
- (5) 災害時において必要となる備蓄食料の備蓄に関する活動

2 前項第5号の補助対象活動は、次に掲げるところにより実施しなければならない。

- (1) 調達した備蓄食料は、自主防災組織等が自ら設置した備蓄倉庫等で適切に管理すること。
- (2) 調達した備蓄食料は災害発生時以降に使用すること（次号に掲げるものを除く）。
- (3) 調達した備蓄食料について、市長が別に定める方法により、賞味期限が切れる前に、有効的に使用すること。
- (4) 調達した備蓄食料を使用するに当たっては、自主防災組織への加入の有無による差別的取り扱いを行わないこと。

### (補助金の額等)

第3条 補助金の額は、自主防災組織等が補助対象活動を行うために要する費用のうち、市長が適当と認めたものの額（当該活動について寄附金、他の補助金等の収入があるときは、その額を控除した額）に相当する額とし、

- 1 年度につき100,000円を限度とする。
- 2 補助金の1年度の限度額は、当該組織が初めて補助金の交付を受ける年度分の補助金に限り、150,000円とする。
- 3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度に行う補助対象活動に要する経費のうち、人件費、交際費、慶弔費、飲食料費及び親睦会費以外の経費とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条第1項第5号の補助対象活動の補助対象経費は、市長が別に定める備蓄食料の調達に要する経費に限るものとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織等は、市長が指定する期日までに、自主防災組織活動支援補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）活動実施計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、自主防災組織活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

（変更交付の申請等）

第6条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、自主防災組織活動支援補助金変更交付申請書（様式第3号）に第4条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない

- 2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、自主防災組織活動支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした補助決定者に通知するものとする。この場合においては、前条後段の規定

を準用する。

(実績報告)

第7条 補助決定者は、当該年度の補助対象活動が完了したときは、市長が指定する期日までに、自主防災組織活動実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織活動支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、当該報告をした補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、市長が指定する期日までに、自主防災組織活動支援補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第13条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、

期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第13条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該年度の補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象活動の実施状況について報告を求め、又は本市職員に補助対象活動の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適

用し、令和 2 年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。